長野県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		4.4E-4	3.9E-1	7.9E+1	79.6
64	エトフェンプロックス	2.3E+1	1.3E+1	5.9E+0	3.7E+1	79.0
117	テブコナゾール				6.4E+0	6.4
139	トラロメトリン			1.1E+1	3.2E+0	13.9
140	フェンプロパトリン			3.6E+0		3.6
153	テトラメトリン	2.0E+2	2.1E+0	1.9E+2	1.8E-1	396.4
181	ジクロロベンゼン	3.8E+2	1.8E+2			561.7
225	トリクロルホン		3.8E+0			3.8
248	ダイアジノン		5.7E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.1E+2	3.0E+0	1.5E-1	109.9
252	フェンチオン	4.8E+0	5.5E+1			59.5
256	デカン酸				7.1E+0	7.1
350	ペルメトリン	1.4E+1	3.0E+1	1.4E+1	1.1E+2	165.4
405	ほう素化合物		3.6E-1	1.7E+1	4.5E+0	22.1
427	カルバリル			1.4E+2		142.2
428	フェノブカルブ			1.0E+2	2.9E+2	395.5
457	ジクロルボス	9.4E+1	4.9E+2			588.2
合 計		7.2E+2	8.8E+2	4.9E+2	5.4E+2	2634.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等